

定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

- イ. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に規定する連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点および当該相違点の生じた原因

相違点はありません。

- ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称および主要な業務の内容

(連結子会社の数:9社)

会社名	主な事業内容
しがぎんビジネスサービス株式会社	事務計算受託業務、事務代行業務、不動産管理業務、現金精査・整理業務、ATM管理業務
株式会社しがぎん経済文化センター	コンサルティング業務
株式会社滋賀ディーシーカード	クレジットカード業務、信用保証業務
しがぎんリース株式会社	リース業務
しがぎん代理店株式会社	銀行代理店業務
株式会社しがぎんジェーシービー	クレジットカード業務
滋賀保証サービス株式会社	信用保証業務、貸出担保評価・管理業務
株式会社しがぎんエナジー	再生可能エネルギー関連業務
株式会社しがぎんキャピタルパートナーズ	コンサルティング業務、投資業務

- ハ. 自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

- 二. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額並びに主要な業務の内容

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの
該当ありません。

連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるもの
該当ありません。

- ホ. 連結グループ内の資金および自己資本の移動にかかる制限等の概要

該当ありません。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(1) 自己資本管理の基本方針

当行では、地域社会との「共存共栄」の理念のもと、自己責任原則に則り、資本の有効活用とリスクに対する銀行経営の健全性維持および適切性の確保を目的に、堅固な自己資本管理体制を確立し、企業価値の持続的、安定的な向上を図ることを自己資本管理の基本方針としています。

(2) 自己資本管理体制の概要

適切な自己資本管理運営を行うため「自己資本管理規程」に各組織の役割と責任を定めるとともに、経営戦略と一体となったリスク管理による自己資本の充実を図るため、半期毎に「自己資本管理の方針」を取締役会で策定しています。

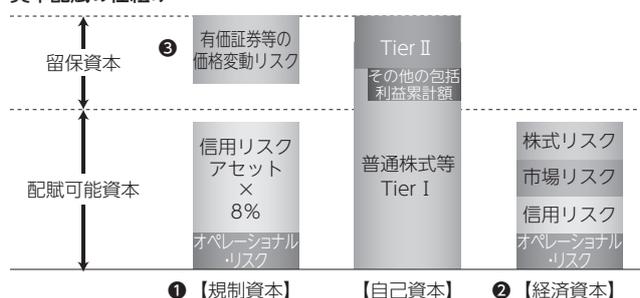
自己資本の適切性を当行のリスク・プロファイルに照らして検証・評価し、一定以上の自己資本を確保するため自己資本充実度評価を行い、資本配賦制度を通じて、資本効率性の向上や適切な資本政策の策定に努めています。

(3) 自己資本充実度の評価方法

統合的なリスク管理の基本的なフレームワークとして、当行が抱える信用リスク、市場リスク等のリスクを定量的に把握・合算し、当該リスクと自己資本(経営体力)との比較を行うことで、自己資本の充実度を検証しています。

加えて、景気の後退や急激な金融情勢の変動などリスクシナリオが顕現化した際の損失額を試算し、ストレス時における自己資本の十分性を確認しています。

資本配賦の仕組み



の十分性を確認しています。

また、保有するリスクを自己資本の範囲内にコントロールするため、部門別・リスクカテゴリー別に①規制資本ベース(自己資本比率規制に基づく所要自己資本)および②経済資本ベース(内部管理上のVaRなどにより算出したリスク量)の両面から資本配賦を実施しています。

更に、③有価証券等の価格変動によるリスクを一定の範囲内に抑えることにより、自己資本比率の変動を目標水準に基づき管理するとともに、リスク限度内でのリターンの目標を策定しています。

3. 連結グループ全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続および体制の概要

(1) 銀行のビジネスモデルとリスクプロファイルとの整合性、および銀行のリスクプロファイルと取締役会で承認されたリスク許容量との関連性

当行は、地域金融機関として、地域の持続的発展を支える中で、主要なリスクとして以下のリスクを抱えています。

リスクカテゴリー	内容
信用リスク	取引先の財務状況の悪化などにより保有する資産の価値が減少または消失し損失を被るリスク
市場リスク	金利・為替・有価証券価格等の変動により保有する資産・負債の価値が変動することで損失を被るリスク
流動性リスク	必要な資金を確保できず資金繰りに支障をきたしたり、市場の混乱等により通常より著しく不利な価格で取引を余儀なくされ損失を被るリスク
オペレーショナル・リスク	業務上の事務ミスやシステムの不備、災害等の外的要因により損失を被るリスク

これらリスクの管理に対して、当行では取締役会において「リスク管理規程」を定め、管理すべきリスクの種類を特定し、各リスク所管部の役割と責任を明確化するとともに、リスク管理の方法を規定しています。

また、各種リスクを総体的に捉え、当行の経営体力である自己資本と対比する統合リスク管理(自己資本充実度評価および資本配賦制度)を用いて、各リスクに係るリスク許容量を定めリスクを自己資本の範囲内にコントロールする業務運営を行っています。

(2) リスク・ガバナンス体制

当行では、リスク管理を銀行の本質的な機能の一つと位置づけ、各種リスクを適切に管理することが経営の健全性を維持し、収益性を向上するための最重要課題であるとの認識のもと、取締役会において、リスク管理に関する基本方針(以下、リスク管理方針)を策定するとともに、経営に重要な影響を与える事項の報告を受ける体制としています。

また、リスク管理に関して議論する会議体として、各委員会を定期的に開催し、各種リスクに関する報告を受けるとともに、当行全体のリスク管理の状況に係る問題点等について審議し、必要に応じて審議内容を取締役会へ報告する体制としています。

各種リスクの管理については、「リスク管理規程」に定めるリスク所管部が、各リスクに応じた規程に基づきリスクを的確に認識・把握し、管理するとともに、必要に応じてリスク統轄部署に報告しています。

リスク統轄部署は、各リスク所管部署からの報告等に基づき、当行全体の管理すべきリスクを統合的に把握し、当行の自己資本の範囲内にリスクを管理し、適切な業務運営に努めています。具体的なリスク管理にかかる組織体制については、統合報告書「本誌」87ページをご参照ください。

(3) 銀行内でリスク文化を醸成するための方法

当行では、収益とリスクは表裏一体であるとの認識のもと、取締役会において収益計画とリスク管理方針を一体として策定することにより、戦略や環境変化に応じたリスク認識の共有化に努めています。

具体的には、経営計画策定時に、経営陣・営業推進部門・リスク管理部門が出席するALM委員会において、リスク・テイク方針、およびそれに基づく戦略、経営目標、リスクリミットを一体となって審議しています。

また、各リスクリミット等の適切な管理運営のため、各リスク所管部においてフロント部署と独立したミドル部署(リスク管理部門)を設け牽制体制を構築するとともに、リスクリミットに抵触した場合の手続きを各規程に定めるなど、適切な業務運営に努めています。

(4) リスク計測システムの対象範囲と主な特徴

当行では、統合リスク管理の枠組みのもと、信用リスクや市場リスク等を共通の尺度(VaRなど)を用いて計測しています。当行におけるリスク計測システムの対象範囲、主な特徴は以下のとおりです。

	対象範囲	計測システムおよび主な特徴
信用リスク	事業性等向け貸出、社債	計算値 :UL 計算方法:解析的近似解 保有期間:1年 信頼水準:99%
	住宅ローン等消費者向け貸出、証券化、非上場株式、投資事業組合	自己資本比率規制における基礎的内部格付手法にて計算するリスク量相当額
市場リスク	金利感応資産・負債・オフバランス取引、純投資株式、為替リスク、投資信託等価格変動リスク	計算値 :VaR 計算方法:ヒストリカル法 観測期間:2年 保有期間:1年 信頼水準:99%
株式リスク	政策投資株式(上場株式)	計算値 :VaR 計算方法:ヒストリカル法 観測期間:2年 保有期間:1年 信頼水準:99%
オペレーショナル・リスク	—	自己資本比率規制における標準的計測手法にて計算するオペレーショナル・リスク相当額

(5) 取締役及び取締役会等へのリスク情報の報告手続き

当行では、四半期毎に自己資本およびリスクの状況についてALM委員会で審議のうえ、取締役会へ報告しています。自己資本比率やレバレッジ比率、流動性カバレッジ比率、安定調達比率に加え、資本配賦に対する各種リスク量の状況や業種別・格付別の与信ポートフォリオおよび与信集中の状況について取締役会に報告しています。

(6) ストレス・テストに関する定性的情報

貸出金や有価証券を対象として、過去に発生した景気後退期における与信コストの増加や金融市場の急激な変動による有価証券評価損益の悪化等を想定し、ストレス事象が顕現化した際の自己資本の十分性を検証するため、ストレス・テストを実施しています。

また、フォワードルッキングの観点から、景気循環を考慮したストレス・シナリオを策定し、業務上の運営計画等の妥当性を評価するため、銀行全体の自己資本、収益、リスクに対する影響を複数年にわたって試算するストレス・テストもあわせて実施しています。

これらのストレス・テストの結果については、半期毎にALM委員会で審議しており、自己資本比率等が一定水準を下回った場合の対応方針を定めるほか、経営計画策定の前提（資本配賦上のバッファ確保）として利用するなど、業務運営の中で活用しています。

(7) 銀行のビジネスモデルから生じるリスクを管理、ヘッジ、削減するための戦略と手順、ヘッジと削減策の継続的な有効性をモニタリングするための手順

経営戦略と一体となったリスク管理を実践するため、半期毎に定めるリスク管理方針において、規制資本ベース（自己資本比率規制上の所要自己資本）および経済資本ベース（内部管理上のVaRなどにより算出したリスク量）の両面から資本配賦を実施しています。

規制資本ベースについては国内営業部門や市場部門など各業務部門に、経済資本ベースについては市場リスクや信用リスクなど各リスクカテゴリーに資本配賦を行い、保有するリスクと自己資本の比較や、配賦資本の使用状況について適切な頻度でモニタリングを行っています。

更に、有価証券等の価格変動によるリスクを一定の範囲内にコントロールすることにより、自己資本比率の変動を目標水準に管理しています。

また、流動性リスクについては、日々の資金繰りの状況を把握するとともに、流動性カバレッジ比率の水準についてモニタリングを行っています。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続および体制の概要

<ビジネスモデルに基づいた信用リスクプロファイル>

当行では信用リスクを、取引先の財務状況の悪化等により保有する資産価値が減少ないし消失し損失を被るリスクと定義し、そのリスクの大きさや範囲から業務運営上最も重要性を持つリスクとして認識しており、「信用リスク管理規程」を定め、一般的な事業者向けローンや個人向けローンの他、コミットメントラインやデリバティブ取引等のオフバランス取引も含め、信用リスクの適切な管理運営を行っております。

<信用リスク管理方針を決定し、信用リスク限度額を設定する基準と方法>

信用リスクの管理方針は、統合的なリスク管理の方針を定めた「リスク管理方針」として、戦略目標をふまえたうえで、半期毎にALM委員会で審議のうえ取締役会にて決定しています。

信用リスクの管理方針では、統合リスク管理により定められた信用リスクの許容量のほか、特定企業への与信集中リスクを排除するため、自己資本の一定割合を処として1グループあたりの与信限度額を定めています。加えて、与信ポートフォリオに占める残高割合が高い業種についてはアラームポイントを設定することで、適切なリスク管理に努めています。

<信用リスク管理・コントロールに関する体制と組織およびその関係>

当行では、信用リスク管理部署を設置し、これを営業推進部門・審査部門から独立させることで信用リスクの適切な管理運営を行う体制としております。また、独立した内部監査部署を設け、関連法令・方針等の遵守状況の内部監査を実施しております。

<信用リスクエクスポージャーと信用リスクの管理機能に係る報告の範囲と主な内容>

信用リスク管理部署は、信用リスクの計量化を含め、与信ポートフォリオの状況について定期的に内容の把握を行い、四半期に一度ALM委員会において審議のうえ、取締役会に報告を行っています。

内部監査部門は、関連法令、関連規程等、業務運営方針等の遵守状況について監査を行い、取締役頭取および担当役員等で構成する内部監査報告会並びに取締役会へ報告するとともに、後日の改善状況を確認しています。

(2) 会計上の引当ておよび償却に関する基準の概要

① 引当て・償却の方針及び方法

債権等の貸倒償却または貸倒引当については、当行の自己責任のもと適正な「自己査定」の結果に基づき、貸倒等の実態をふまえて債権等の将来の予想損失額等を適時かつ適正に見積もり、計上しています。

(引当基準)

自己査定の債務者区分および分類区分等に対応して、貸倒償却または貸倒引当を行います。

A. 正常先およびその他要注意先に対する債権の引当基準

今後1年間の予想損失額を算定して貸倒引当金(一般貸倒引当金)を計上しています。算定方法は、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値と過去21算定期間の平均値を比較し、大きい方の数値に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来見込み等必要な修正を加えて予想損失率を求めて算定しています。

B. 要管理先に対する債権の引当基準

今後の予想損失額を算定する期間および過去の貸倒実績率の算定期間を各々3年とし、それ以外は、正常先、その他要注意先と同様です。

C. 破綻懸念先に対する債権の引当基準

今後3年間の予想損失額を算定して貸倒引当金(個別貸倒引当金)を計上しています。算定方法は、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値と過去21算定期間の平均値を比較し、大きい方の数値に基づき、過去の損失率の実績を算出し、これに将来見込み等必要な修正を加えて予想損失率を求めて算定しています。

なお、大口債務者(グループ企業合算でⅢ分類額1億円以上のすべての債務者)については、Ⅲ分類額から合理的に見積もられたキャッシュ・フローによる回収可能額を除いた残額を予想損失額としています。

D. 実質破綻先および破綻先に対する債権の引当基準

個別債務者毎に、自己査定におけるⅢ、Ⅳ分類額の100%全額を予想損失額として、貸倒引当金(個別貸倒引当金)に計上するか、直接償却します。

② 債権を危険債権以下に区分しない(あるいは破綻懸念先以下に区分されている先に対する債権と判定しない)ことを許容する三月以上延滞債権の延滞日数の程度、及びその理由

三月以上延滞債権のうち、危険債権以下に区分しない(あるいは破綻懸念先以下に区分されている先に対する債権と判定しない)ことを許容する債権は、元本又は利息の支払遅延が、約定支払日の翌日から六月未満の債権であることを一つの判断基準としています。加えて、債務者について、実態的な財務内容、資金繰り、収益力等の経営状況を確認し、「破産、特別清算等の法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)」や「それと同等の状況にある債務者(実質破綻先)」、「現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)」には該当しないと、総合的に判断したうえで、危険債権以下に区分しない(あるいは破綻懸念先以下に区分されている先に対する債権と判定しない)ことを許容しています。

③ 貸出条件の緩和を実施した債権(三月以上延滞債権及び危険債権以下に該当するものを除く)の定義

貸出条件の緩和を実施した債権とは、自己査定において要注意先と判定した債務者に対し、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金であります。ただし、「元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している債権(三月以上延滞債権)」は貸出条件の緩和を実施した債権から除外しています。

④ 引当金及び自己資本比率それぞれの算定に利用する信用リスクのパラメーターの主要な差異

主要な差異は以下のとおりです。

項目	信用リスクのパラメータ	
	引当金算定に利用するもの	自己資本比率算定に利用するもの
1 デフォルトの定義	毀損額基準 (貸出金償却、個別貸倒引当金繰入等の毀損を発生させたものをデフォルトとする。)	要管理基準 (期中に債務者区分が要管理先以下へ遷移したものをデフォルトとする。)
2 実績値の算出方法	・残高ベース (毀損額÷期初債権金額)	①PD 先数ベース (個別管理先：期中デフォルト債務者数÷期初債務者数、 プール管理先：期中デフォルト債権数÷期初債権数) ②LGD 個別管理先は規制値、プール管理先は実績の損失より算出。
3 算定期間	直近年度から過去に算出期間を遡り実施。 (過去3算定期間もしくは21算定期間)	毎期算定期間を累積勘案し実施。 (2001年度以降)
4 実績値からの補正	原則として補正は実施しないが、将来見込み等修正が必要と判断した場合は、修正を加える。	推計誤差を考慮して保守的な補正を実施する。
5 区分	債務者区分毎に算出	信用格付毎に算出

(3) 標準的手法採用行にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等(適格格付機関、経済協力開発機構および輸出信用機関をいう。以下同じ。)の名称

当行が標準的手法を適用する一部の資産・連結子会社においては、リスク・ウェイトの判定にあたり、以下の格付機関の格付を使用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター
- ・株式会社日本格付研究所
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス
- ・S&Pグローバル・レーティング

(4) 内部格付手法採用行にあっては、次に掲げる事項

①信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD(標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額。以下同じ。)がEADの総額に占める割合

(単位 百万円)

信用リスク・アセット算出手法 および資産区分	EAD	EAD割合	EAD	EAD割合
	2025年3月期		2024年3月期	
基礎的内部格付手法	6,927,416	96.4%	7,370,287	96.4%
事業法人等向けエクスポージャー	5,247,363	73.1%	5,757,487	75.3%
事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権除く)	1,712,815	23.8%	1,683,495	22.0%
特定貸付債権	153,788	2.1%	128,264	1.7%
中堅中小企業向けエクスポージャー	766,641	10.7%	777,377	10.2%
ソブリン向けエクスポージャー	2,433,812	33.9%	2,980,135	39.0%
金融機関等向けエクスポージャー	180,304	2.5%	188,213	2.5%
リテール向けエクスポージャー	1,415,912	19.7%	1,354,232	17.7%
居住用不動産向けエクスポージャー	1,041,834	14.5%	1,028,324	13.5%
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	46,102	0.6%	46,497	0.6%
その他リテール向けエクスポージャー	327,975	4.6%	279,409	3.7%
株式等エクスポージャー(経過措置によるPDLGD方式適用分)	150,361	2.1%	137,914	1.8%
購入債権	34,387	0.5%	39,385	0.5%
その他	79,392	1.1%	81,267	1.1%
標準的手法	255,768	3.6%	275,030	3.6%
現金	1	0.0%	2	0.0%
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	130	0.0%	125	0.0%
法人等向け	34,775	0.5%	29,522	0.4%
中小企業等向け及び個人向け	5,442	0.1%	5,467	0.1%
三月以上延滞等(抵当権付住宅ローンを除く。)	552	0.0%	123	0.0%
株式等エクスポージャー	186,236	2.6%	227,815	3.0%
その他	28,628	0.4%	11,974	0.2%
合計	7,183,185	100.0%	7,645,318	100.0%

(注)本表は、OV1[リスク・アセットの概要(連結)]における「1.信用リスク」に関するエクスポージャーを対象として作成しております。

②内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯

当行は、信用リスク・アセットの額の算出にあたり基礎的内部格付手法を採用していますが、内部格付手法の適用除外基準を満たす一部の資産および連結子会社については、標準的手法を適用しています。

なお、適用除外基準を満たしているかについては、定期的に確認を行っています。

③内部格付制度の概要および当該制度に関する次に掲げる事項の概要

A.内部格付制度の概要

格付制度として、①信用格付(企業格付)②特定貸付債権格付③リテール・プール区分④案件格付の各種制度を制定しています。

また、格付制度の検証に関しては、検証方法や頻度を各基準書に明文化したうえで対応しています。

検証結果は常務会等に報告するとともに、把握した課題の改善を検討するなど恒常的に信用リスク管理の水準を維持・向上するよう努めています。

<信用格付制度>

信用格付は、債務者の信用リスクの程度に応じて16ランクに区分しています。信用格付の区分と定義、債務者区分との関係は次表のとおりです。

格付	定義	債務者区分	
a1	債務履行の確実性は極めて高く、適格格付機関の評価が優良である	正常先	
a2	債務履行の確実性は極めて高く、適格格付機関の評価が良好である		
b1	債務履行の確実性は高い		
b2	債務履行の確実性は高いが、b1に比べ環境の影響を受けやすい		
b3	債務履行の確実性は十分である		
b4	債務履行の確実性は十分であるが、b3に比べて劣る面がある		
b5	債務履行の確実性は中位程度		
b6	債務履行の確実性はb5より劣るが、当面問題ない	要 注 意 先	
b7	債務履行の確実性に当面問題ないが、将来まで確実といえない		
c1	債務履行の確実性が先行き不透明であり、今後注意を要する		その他要注意先
c2	債務履行の確実性に懸念があり、注意を要する		
c3	債務履行の確実性に問題が発生しているかそれに近い状態であり、厳重な管理を要する	要 管 理 先	
d1	要管理先		
d2	破綻懸念先		破綻懸念先
d3	実質破綻先		実質破綻先
d4	破綻先	破綻先	

(格付手法)

取引先の財務データに基づき、取引先の規模や属性に応じた複数の定量評価モデルを利用し、取引先の信用リスク度合いを評価しています。

最終的な信用格付を決定するにあたっては、定量評価結果に信用リスクの判別に有効な定性評価を加味し、企業グループや一定の要件を考慮して企業実態をふまえた対応を実施しています。

<特定貸付債権格付制度>

特定貸付債権格付制度では、特定貸付債権に分類される債権を、定量面や定性面を通じて、デフォルトが生じる可能性とデフォルト時の予想損失度合いから、格付を付与しています。

<リテール・プール区分制度>

債務者ごとに信用格付を付与するのではなく、リスク特性が類似した取引を各リテール・プールに区分のうえ信用リスク管理を行っています。

なお、リテール・プール区分を策定する基準(リスクファクター)は、取引のリスク特性などをふまえて下表のとおり設定しています。

資産区分	リスクファクター(PD..予想デフォルト率)	リスクファクター(LGD..デフォルト時損失率)
居住用不動産向けエクスポージャー (居住用住宅ローン)	当初契約日からの経過年数、 返済比率、保証会社保証、延滞有無等	担保保全率、 先順位設定有無
適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー(カードローン等)	商品種類、延滞有無等	すべて無担保
その他リテール向けエクスポージャー	信用リスク属性、取引先属性、 商品種類、保証会社保証、延滞有無等	特定担保の有無

<案件格付制度>

信用格付が取引先の信用度合いを評価するのに対し、案件格付は保全状況や取引状況等をもとにデフォルト時点の予想損失率を推定し、案件毎に付与しています。また、信用格付と案件格付をふまえて、案件毎に貸出金利ガイドラインを設定しています。

B.資産区分ごとの格付けと手続

事業法人等向けエクスポージャー、株式等エクスポージャーについては主に信用格付制度、リテール向けエクスポージャーについてはリテール・プール区分制度に基づき、下表のような手続きで格付け付与を実施しています。

資産区分		エクスポージャーの種類	格付制度	格付け付与手続	
				定量評価(モデル等)	定性評価等による格付補正
事業法人等向け エクスポージャー	うち 特定貸付債権	一定要件を満たすノンリコース・ローン	特定貸付 債権格付	DSCR、LTVにより評価。	スキームや事業継続性等に基づき格付補正を実施。
	事業法人向け エクスポージャー	大企業、中堅企業、中小企業等事業 性と信先向け与信(与信額等により 個別管理を実施する取引先)	信用格付	事業法人は、中小企業基本法 の定義等に基づき企業規模を 区分し、大企業モデル、中小企 業モデルにより評価。	実態財務、グループ企業の状況 等を考慮した格付補正を実施。
	ソブリン向け エクスポージャー	中央政府、中央銀行、地方公共団体、 国内の政府関係機関等向け与信		アパート等賃貸業、個人事業 主、ソブリンは、それぞれ専用モ デルにより評価。	
	金融機関等向け エクスポージャー	銀行、証券会社等向け与信		金融機関は外部格付をベース に評価。	
株式等エクスポージャー	上場株式、非上場株式				
資産区分		エクスポージャーの種類	格付制度	格付け付与手続 リテール・プール区分への割当	
リテール向け エクスポージャー	居住用不動産向け エクスポージャー	居住用住宅ローン	リテール・ プール区分	商品種類、延滞有無、担保・保証有無等に基づき割当。	
	適格リボルビング型 リテール向け エクスポージャー	カードローン等			
	その他リテール向け エクスポージャー	小口事業性(取引先与信額等によ りプール管理を実施する取引先) その他リテール向け与信			

C.パラメーター推計(PD、LGDおよびEADの推計をいう。)およびその検証体制

パラメータ推計については、推計したパラメータが自己資本比率計算に直結することから推計値を正確かつ安定的に推計することを基本方針としています。

推計値の算出に当たっては、長期平均値である実績値に対し統計的手法等を用いて保守的な補正を行っています。

なお、パラメータ検証については、年1回以上、推計値の適切性を評価しており、検証の結果、各見直し基準に該当した場合もしくはパラメータの修正が必要と判断する場合には、パラメータ推計値の見直し又は格付制度もしくはリテール・プール区分の見直しを検討する体制を整備しています。

<PD>

事業法人等PD、リテールPDともに、2001年度以降の実績平均デフォルトデータに基づき、推計誤差を考慮して保守的に補正した推計値を適用しています。

(補足事項)

- ①デフォルトの可能性が低いポートフォリオ(LDP:Low Default Portfolio)のPD推計については、内部データによる推計に加え、外部格付機関データを利用することでデータサンプルを確保し、安定的にPD推計を実施しています。
- ②規制上のフロアの適用状況については、事業法人等PD(ソブリン除く)および、リテールPDのうちその他リテール向けに対して規制上のフロア0.05%を適用しています。
- ③過去3期間のPD推計値と実績デフォルト率の関係については、実績デフォルト率が推計値を概ね下回る水準で推移しています。

<LGD>

当行は、基礎的内部格付手法行として、リテール向け債権のLGDの推計を実施しています。この際、景気後退時には不動産価格等が下落して回収率が低下することを想定し、実績LGDに補正を加えたうえでLGDを推計しています。

デフォルト時からエクスポージャーの清算(終結)までに要する期間については、回収や売却等「終結先」は実際の回収期間、「未終結先」は蓄積データから保守的に見積った回収期間を使用しています。

(補足事項)

十分なサンプル数を確保したリテール・プール区分単位でLGD推計を行うため、LDPについては特段考慮しておりません。

<EAD>

期中にデフォルトした債権を対象とし、デフォルト時点から1年遡った時点の信用極度枠に対して、その時点からデフォルトに至るまでの追加引出額の割合を算出し、EADを推計しています。

D.内部格付制度並びに使用するモデルの開発および管理等に係る運営体制

開発、承認、変更手続きについて、信用リスク管理部署は、モデル構築プロセス・ロジックが明確であること等を確認することにより、精度および実務上の妥当性を確認したうえで常務会等に報告し、導入を決定する体制としています。

また、信用リスク管理部署は、モデル検証を含む内部格付制度の検証を行い、検証結果を常務会等に報告しています。

モデル検証にあたっては、「モデル見直し検討基準」を設け、当該基準に該当した場合は要因分析を行い対応方針を検討するなど、独立した観点でモデル精度を客観的に判断しています。

なお、これら検証については、独立した内部監査部署が年1回以上の頻度で監査を実施しています。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準

当行では告示に定められたエクスポージャーおよび例外的適用除外資産について標準的手法を適用しており、標準的手法が適用されるエクスポージャーの信用リスク・アセットは、以下の基準にて内部格付手法のポートフォリオに分類しております。

内部格付手法のポートフォリオ	標準的手法が適用されるエクスポージャー
ソブリン向けエクスポージャー	該当なし
金融機関等向けエクスポージャー	金融機関向けエクスポージャー
株式等エクスポージャー	株式等エクスポージャー
購入債権	該当なし
事業法人向けエクスポージャー (中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。)	法人等向けエクスポージャー 適格中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー 延滞エクスポージャー
中堅中小企業向けエクスポージャー	該当なし
居住用不動産向けエクスポージャー	該当なし
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	適格中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー
その他リテール向けエクスポージャー	該当なし
特定貸付債権	該当なし
事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け	該当なし

(6) 内部格付手法を段階的に適用する計画がなく、かつ内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がある場合の、次に掲げる事項

a. 使用する内部格付手法の種類

当行では、信用リスク・アセットの額の算出にあたり、基礎的内部格付手法を採用しています。

b. 内部格付手法を適用あるいは適用除外する事業単位又は資産区分の範囲

会社別の採用手法は下記のとおりです。

会社名	採用手法
株式会社滋賀銀行	基礎的内部格付手法
滋賀保証サービス株式会社	※仮払金(与信性以外)や前払費用等については標準的手法
しがざんビジネスサービス株式会社	標準的手法 ※銀行の与信行為に関連する債権(求償債権等)については、 基礎的内部格付手法を適用しています。 なお、株式等エクスポージャーについては経過措置期間中です。
株式会社しがざん経済文化センター	
株式会社滋賀ディーシーカード	
しがざんリース株式会社	
しがざん代理店株式会社	
株式会社しがざんジェーシービー	
株式会社しがざんエナジー	
株式会社しがざんキャピタルパートナーズ	

5. 信用リスク削減手法に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続および体制の概要

(1) 担保評価・担保管理の方針・プロセスの基本的な特徴

<基本方針>

当行は、信用リスク削減にあたり、取引先の経営状況、資金使途、回収可能性等から総合的に与信判断を行うことを基本方針とし、担保や保証については、これらに過度に依存することなく、取引先の信用力を補完するために取得しています。

担保の取入にあたっては、市場性・換金性、管理の容易性、時価の安定性等を考慮するとともに、適切な方法による評価額と処分時の回収可能見込額を算出し、それぞれの担保の性質に応じて一定時期に評価見直しを実施しています。

<主要な担保の種類>

当行の主要な担保種類は以下のとおりです。

担保種類	担保取得方法
定期預金	質権
国債、地方債、公社・公団・事業団債、金融債、社債、株式	質権
手形および電子記録債権	譲渡担保
船荷証券、貨物引換証など	譲渡担保
不動産(土地、建物)	(根) 抵当権
売掛債権および動産(在庫動産・機械動産)	譲渡担保

なお、自己資本比率算出上の信用リスク削減効果の対象となる担保は、規制上の適格保証、適格金融資産担保および適格不動産担保に限定しています。

具体的には、保証人は、ソブリン、金融機関、および事業法人について一定格付以上の内部格付・外部格付の取得先としています。

適格金融資産担保は、預金および株式のみを対象とし、株式担保においては東京証券取引所等に上場する株式のみを対象としています。

適格不動産担保は、当行所定の手続きにより取得した信用リスク削減効果の適格要件を満たす不動産抵当権および不動産根抵当権としています。

なお、金融機関および短資会社を取引相手とするコール取引等の資金取引は、受け入れた担保を適格金融資産担保として信用リスク削減効果を勘案しています。

<担保に関する評価、管理の方針および手続きの概要>

担保評価は、原則、現地（現物）調査を実施のうえ、あらかじめ定めた方法により評価を実施しています。

具体的には不動産を担保取得する場合は、全件に対して現地調査を実施しており、担保不動産の評価見直しは、1年に1回の頻度で実施しています。特に、債務者区分が破綻懸念先以下で一定金額以上などの要件を満たす担保については、不動産鑑定評価を採用しています。

加えて環境保全への対応として、CSR（企業の社会的責任）の観点から、土壤汚染対策法の施行（2003年2月）に伴い、「土壤汚染対策法に定める指定区域台帳に記載された土地」および「ダイオキシン類対策特別措置法に定める対策地域に存在する土地」については、「汚染が判明した土地」として新規の担保を取得せず、既存の担保についても評価額をゼロ円として土壤浄化を促しています。

なお、担保不動産については、処分実績と処分可能見込額とを比較し、評価方法の妥当性を検証しています。

(2) ネットティングを利用する方針およびプロセスの基本的な特徴並びにネットティングの利用状況に係る説明

貸出金と自行預金の相殺を用いるにあたっては、相殺確実な自行預金のみを対象とする方針としており、相殺可能な円貨の定期預金に限って対応しています。

(3) 使用する信用リスク削減手法におけるマーケット・リスク又は信用リスクの集中状況に関する説明

信用リスク削減手法の対象となる主要な保証人は、信用保証協会法によって設立されている信用保証協会であることから、信用リスクは極めて低いものと認識しています。またマーケット・リスクにさらされる金融資産担保などは適切に価額を管理するとともに、当該担保種類の割合が相対的に小さく影響は限定的であります。

6. 派生商品取引およびレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続および体制の概要

(1) カウンターパーティおよび中央清算機関に対するエクスポージャーに関するリスク資本および与信限度枠の割当方法に関する方針

対金融機関向けの派生商品取引については、半期毎に信用格付別の与信限度額、個別・グループ別の派生商品取引の与信限度額を設定し、設定された限度額の範囲内での運用を日次で管理しています。

対顧客向けの派生商品取引については、主にクーポンスワップや通貨オプションといった顧客の為替リスクヘッジや金利リスクヘッジのための商品を取扱っており、これら商品については、取引相手先の実需ニーズ、商品に対する理解度、信用力を考慮し、販売を行っています。派生商品取引の与信限度額については融資取引と同様、取引相手先毎の信用力、取引状況等に応じて設定し、融資取引など他の与信取引と合算して個別に限度額管理を行っています。

(2) 担保、保証、ネットティングその他の信用リスク削減手法に関する評価並びに担保等の管理の方針および処分手続の概要

<信用リスク削減手法に関する評価>

レポ形式の取引（現金担保付債券貸借取引）は、受け入れた担保についての信用リスク削減手法を勘案しています。

また、派生商品取引についてはSA-CCRを適用し、証拠金の信用リスク削減効果を与信額に反映しています。

<担保等の管理の方針および処分手続の概要>

取引相手先の状況に応じて担保等により保全を図る体制になっています。引当金については、取引相手先の債務者区分が破綻懸念先以下に区分された場合、決算日における「正の再構築コスト」の全額を損失見込額として個別引当金を計上していません。

(3) 誤方向リスクの特定、モニタリングおよび管理のための方針

誤方向リスクについては、対金融機関向けの派生商品取引においてCSA契約（担保条項に基づき取引相手からの受信額に応じて相互に担保を提供する契約）を締結していることや、一部の派生商品については清算集中を行っていることから、影響は限定的と考え、金融機関毎の与信相当額の日次管理で対応しています。

(4) 自行の信用力悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度に関する説明

対金融機関向けの派生商品取引では、必要に応じ、CSA契約を締結しています。このような取引については、信用リスクの削減が図られる一方、自らの信用力が悪化した際には、取引相手に対して追加的に担保提供が必要になる場合がありますが、その影響は軽微なものと認識しています。

7. 証券化取引に係るリスクに関する事項

(1) リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続および体制の概要

<投資家としての証券化取引>

証券化商品については、投資対象の一つとして高格付銘柄のみを投資対象とし、常務会で設定した保有限度額の枠内で投資を行っています。証券化商品の市場リスクについては、他の有価証券等と合算したリスク許容額(VaR)を日次で管理しています。

当行が保有する証券化商品は、主に住宅ローン債権を裏付けとしており、住宅ローン債権に準じたリスク特性を持っております。

<オリジネーターとしての証券化取引>

連結子会社において、保有するリース債権の証券化取引に取り組み、証券化対象となる債権の組成を行うオリジネーターおよび原債務者からの元利金回収を行うサービサーとしての役割を担っております。

当該商品のリスクについては、保有する劣後受益権に関連する信用リスクおよび金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引より発生するものと基本的に変わりません。従って通常の与信取引と同様に信用リスクの管理を行っております。

なお、基準日現在、当該証券化に係る証券化取引はございません。

(2) 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号まで(自己資本比率告示第302条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備およびその運用状況の概要

証券化商品の選定については、構造上の特性を含めたリスク特性の洗出しを行い、検討を行う体制となっております。また実際の購入の際にも、これらリスク特性を再度検討・協議する体制となっております。

これら商品のリスク特性や裏付け資産の状況については、主に市場価格や平均残存年数等を把握することで管理しております。

(3) 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合における、次に掲げる事項

- ① 当該証券化目的導管体の名称および当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別該当ありません。
- ② 連結グループの子法人等(連結子法人等を除く。)および関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引(当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称該当ありません。

(4) 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称および当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響

該当ありません。

(5) 証券化取引に関する会計方針

<会計方針>

証券化取引の会計上の処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しております。

当行が投資家として保有する証券化商品については、満期保有目的の債券に区分したものは移動平均法による償却原価法、その他有価証券に区分したものは原則として時価法、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法にて評価しております。

<売却資産の認識>

証券化取引における資産の売却は、証券化取引の委託者である当行が、信託受益権を投資家に売却した時点で認識しています。

(6) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合は、その理由を含む。)

外部格付に基づくリスク・ウェイトの判定には次の格付機関の格付を使用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター
- ・株式会社日本格付研究所
- ・ムーディーズ・インバスターズ・サービス
- ・S&Pグローバル・レーティング

(7) 内部評価方式を使用している場合には、その概要

内部評価方式は用いておりません。

8. CVAリスクに関する次に掲げる事項

(1) CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

派生商品取引等について限定的なBA-CVAを採用しCVAリスクを算出しております。

(2) CVAリスクの特性及びCVAリスクに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクの多くを対金融機関取引が占めており、またCVAリスクの全体のリスク・アセットに占める割合は相対的に低いものと認識しています。

ヘッジ効果は、限定的なBA-CVAを採用しており勘案しておりません。

(3) SA-CVA採用行にあたっては、次に掲げる事項

当行はSA-CVAを採用しておりません。

9. マーケット・リスクに関する事項

当行は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

10. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

<管理体制>

オペレーショナル・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員(パートタイマー、派遣社員等を含む)の活動、もしくはシステムが不適切であること又は地震や災害などの外生的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクを、①事務リスク②システムリスク③法務リスク④有形資産リスク⑤人的リスクの5つに分けて管理しています。

「オペレーショナル・リスク」は業務統轄部において一元的に管理するとともに、オペレーショナル・リスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、「各オペレーショナル・リスク所管部」がより専門的な立場からそれぞれのリスクを管理しています。

<管理方針および管理手続>

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていくうえで可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制および仕組を整備し、リスク顕現化の未然防止および発生時の影響極小化に努めています。

具体的には、自己資本比率規制に準拠したリスク管理体制を構築すべく定期的にRCSA(リスクとコントロールの自己評価)を実施し、リスクの特定、評価を行うとともに、リスクを捕捉し対応策等を講じる手段としてオペレーショナル・リスク情報の収集・分析を実施し、再発防止策の策定等によりリスクの制御、移転、回避を行うなどリスク管理の高度化に取り組んでいます。こうしたオペレーショナル・リスク管理への取組状況は、定期的にALM委員会を通して経営層に報告し、確認を受けるとともに、オペレーショナル・リスク管理の実効性を高めるため、リスク管理のPDCAサイクルの確立にも努めています。

各オペレーショナル・リスクの管理は、上記のRCSAやオペレーショナル・リスク情報の収集、分析を実施するほか、「事務リスク管理規程」、「システム・リスク管理規程」、「法務リスク管理規程」、「有形資産リスク管理規程」、および「人的リスク管理規程」を定めて、適切に管理しています。

(2) BIの算出方法

当行は自己資本比率告示第305条第1項の規定に基づき、BIを金利要素、役務要素、および金融商品要素の合計額として算出しています。

(3) ILMの算出方法

当行は自己資本比率告示第306条第1項第3号の規定に基づき、ILMの値に1を用いる方法を採用しています。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無

該当ありません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

11. 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続および体制の概要

(1) リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制

株式等エクスポージャーは、投資目的に応じて政策投資株式と純投資株式に区分しており、他の与信取引や市場取引と同様に規制資本ベース、経済資本ベースの両面でリスクを自己資本の範囲内に収まるよう管理しています。

具体的には、規制資本ベースでの管理では、自己資本比率規制に基づく信用リスク量(=所要自己資本)を他の与信取引(貸出など)と合算のうえ、普通株式等Tier 1(除くその他の包括利益累計額)の範囲内に収まるよう管理しています。なお、出資等又は株式等エクスポージャー(不動産投資法人への出資及びこれに類する出資を含む)のリスク・ウェイトは個々の案件のスキームを確認し、適切に判定しております。加えて、経済資本ベースでは、株式の価格変動リスクが顕現化した場合でも、一定以上の自己資本比率を維持できるように、VaR(観測期間3年、保有期間90日、信頼水準99%)によって日次管理し、定期的にALM委員会等に報告する体制としています。

(2) その他有価証券、子会社株式および関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針

その他有価証券のうち上場株式については、前項(1)の管理方法に加え、その他の債券とともに有価証券評価損益の水準にアラームポイントを設定し、日次でモニタリングを行っています。純投資目的株式については、保有目的や決算に与える影響等を考慮のうえ、ポジションに限度額を設け適切に管理しています。

また、有価証券評価損益の変動が自己資本比率に与える影響を把握するため、ストレス・テスト(金利変動と株価変動)を実施するなど、多面的なリスク管理に努めています。

なお、時価取得が困難である非上場株式(子会社株式及び関連会社株式を含む)については、規制資本ベースのリスク量により管理しています。

(3) 株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針(会計方針を変更した場合については、財務諸表等規則第8条の3に準じた事項を含む。)

株式等の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

12. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

① リスク管理の方針

銀行勘定における金利リスクとは、金利が変動することにより、保有する資産・負債、オフバランス取引の経済価値および金利収益が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当行では、金利リスクを市場リスクに内包するものとして適切に計量、モニタリング、コントロールしリスク・リターンを勘案のうえ、安定した収益確保を目指すことをリスク管理の基本方針としています。

当行のビジネスモデルに照らし金利に感応する貸出金や債券等の資産、預金や借入金等の負債、また金利スワップ取引等のオフバランス取引を対象として、金利リスクを月次で計測・管理しています。

② 手続の概要

当行では、リスクに対するリターンの最適化を図った業務運営を実践するため、ALMの観点より金利リスクを総合的に管理するとともに、信用リスクなどその他のリスクも勘案のうえ資本配賦制度による統合リスク管理を実施しています。

加えて、 ΔEVE についても、Tier1の15%以内に収まるようコントロールしています。

これらの配賦資本等の遵守状況については、リスク管理部門がモニタリングを行い定期的にALM委員会に報告しています。

また、金利リスクのヘッジ方針を明確化するため、半期毎にヘッジ対象やヘッジ手段などの会計上の取扱いも含む「ヘッジ対応方針」を定めています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE および ΔNII の取扱い

ΔEVE (金利ショックに対する経済的価値の減少額)および ΔNII (金利ショックに対する金利収益の減少額)については、開示告示等に基づき計測しています。なお、これらの計測にあたっては、以下の前提に基づき計測・管理しています。

< ΔEVE 計測における流動性預金の取扱い>

最長金利改定満期	金利改定平均満期	満期の割当て方法
10年	2.5年	内部モデル

内部モデルの前提として、預金種別や預金者カテゴリー毎(法人・個人等)に残高推移の特徴(預金者行動)を統計的に分析し、その特徴に合わせた推計式を用いて将来の預金残高を保守的に算出し、流動性預金の実質的な満期を割当てています。

推計にあたっては、過去の金利上昇時の預金残高の変化や市場金利に対する預金金利の追随率を考慮しています。

なお、将来の預金残高の推計値については、定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証を行っています。

<金利リスク計測にあたっての前提>

貸出の期限前償還や定期預金の早期解約に関する前提	開示告示に関するQ&Aに定める保守的な前提を採用しています。
複数の通貨の集計方法およびその前提	金利リスクの算出にあたり、全通貨を対象としています。なお、集計にあたっては、 Δ EVE、 Δ NIIとも通貨別に算出した金利リスクの正值のみを単純合算しています。
スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否等)	Δ EVEの計算にあたり、キャッシュ・フローには信用スプレッド等を含め、割引金利についてはスプレッドを含めずリスクフリーレートを利用しています。
内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	Δ NIIの算出にあたり、商品毎にリスクフリーレートに対する参照金利の追随率やフロアを設定し計測しています。

<前事業年度の開示からの変動要因>

金利リスクのうち、 Δ EVE(最大値:下方パラレルシフト)については、円債売却を主因として前年同期比10,607百万円増加し、36,308百万円となりました。また Δ NII(最大値:下方パラレルシフト)については、貸出金の増加を主因として前年同期比12,005百万円増加し、19,058百万円となりました。

<計測値の解釈や重要性に関するその他の説明>

現状、当行のTier1に対する Δ EVEの割合については、Tier1の15%以内に収まっており、金利リスク管理上問題ない水準と認識しています。

なお、連結子会社が保有する金利リスクについては、単体に対する影響が軽微であることから、金利リスク算出の対象外としています。

②内部管理上の金利リスクの取扱い

内部管理上、ヒストリカル・シミュレーション法によるVaR(観測期間2年、保有期間1年、信頼水準99%)を算出し、信用リスクや株式リスクとともに統一的な尺度で資本配賦に利用しています。

その際、金利ショックの算出にあたっては過去2年間の日次の金利データに基づき、期間帯毎に1年間の金利変化分を算出したものを金利ショックとしています。

また、ストレス・テストや収益管理において、過去に発生した事例や将来にわたって当行の財務に影響を与える金利変動を想定し、金利リスクを算出しています。

13. 連結貸借対照表(貸借対照表)の科目が別紙様式第5号(別紙様式第1号)に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

内容については貸借対照表の科目が「自己資本の構成に関する開示項目」のいずれに相当するかについての説明に記載しています。

14. 自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異およびその要因に関する説明

(1)開示告示別紙様式第2号第2面で複数のリスク区分にまたがる勘定科目やリスク区分との紐づけが困難な勘定科目についての定性的な説明

「定量的な開示事項 4.別紙様式による開示事項 LI1」の注釈に記載しております。

(2)自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異について、開示告示別紙様式第2号第3面で示される主要な差異項目の説明

「定量的な開示事項 4.別紙様式による開示事項 LI2」の注釈に記載しております。